

万博記念公園駅前周辺地区活性化事業計画検討アドバイザー会議設置要綱

(設置)

第1条 「大規模アリーナを中核とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点」を実現するため、提案された万博記念公園駅前周辺地区活性化事業計画（以下「事業計画」という。）を確定するにあたり、専門的見地からの意見を幅広く聴取することを目的として、「万博記念公園駅前周辺地区活性化事業計画検討アドバイザー会議（以下「会議」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、「大規模アリーナを中核とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点」の実現に向け、大阪府日本万国博覧会記念公園活性化事業者選定委員会から示された意見を踏まえ、事業計画を確定するために必要な事項（確定した事業計画に変更が生じた場合を含む。）について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 会議は、事業計画について高い識見と経験を有する者の中から府民文化部長が選任するアドバイザーをもって構成する。

(座長)

第4条 会議に座長を置き、アドバイザーの互選によりこれを定める。

2 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名するアドバイザーが、その職務を代理する。

(任期)

第5条 アドバイザーの任期は令和8年4月30日までとする。なお、必要に応じ、再任できるものとする。

(謝礼及び費用弁償)

第6条 アドバイザーの謝礼の額は、日額9,800円とする。

2 前項の謝礼は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 アドバイザーの費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(守秘義務等)

第7条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、大阪府府民文化部府民文化総務課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局で定めることとする。

(附則)

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

この要綱は、令和6年8月29日から施行する。